

(案)

『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』

答 申

世田谷区清掃・リサイクル審議会

令和8年 月

目 次

第1 はじめに

1. ごみ減量の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 世田谷区におけるごみ減量やリサイクル推進の必要性・・・・・・・・ 2

第2 世田谷区の現状

1. 世田谷区の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. ごみ量・資源回収量等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. ごみ減量・リサイクル推進のための普及啓発施策・・・・・・・・ 6
4. 世田谷区が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 答申内容

1. 諮問内容の審議にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 効果的な普及啓発を用いたごみ減量施策
 (1) 各層に合わせた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 (2) 対象者ごとの施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 (3) 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 (4) 今後の世田谷区の普及啓発施策の方向性・・・・・・・・・・・・ 17
3. 経済的手法を用いたごみ減量施策
 (1) 経済的インセンティブ等活用した取り組み・・・・・・・・・・・・ 19
 (2) 家庭ごみの有料化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1 はじめに

世田谷区清掃・リサイクル審議会は、2023年（令和5年）12月26日に区長から「資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について」との諮問を受け、世田谷区におけるごみ排出量や資源回収量の推移、ごみ減量に向けた施策の現状、また現代社会における人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化などを踏まえ、資源循環型社会の実現に向けこれからの世田谷区が取るべき施策の方向性について議論を重ねてきました。

ごみ減量やリサイクルの推進などに対し関心がないまたは薄い層への働きかけや、地域で環境活動をしている団体への支援のあり方、また区民・事業者が主体的に行動するための効果的な施策とは何かといった幅広い視点から議論を進め、今般、審議会としての考えを取りまとめました。

1. ごみ減量の必要性

近年の夏の酷暑や台風被害、多発するゲリラ豪雨など、国内各地で毎年のように異常気象による自然災害が発生しています。また、世界を見ても熱波による干ばつや集中豪雨による洪水被害、海面上昇に伴う危機といったニュースをよく耳にするようになりました。このような気候変動は主に地球温暖化によってもたらされていると言われており、温暖化の主な要因として化石燃料の燃焼による温室効果ガスの排出や、森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少などが挙げられます。

このような中、国内では大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指し、2000年（平成12年）に資源循環型社会形成推進法が施行されました。また、これに付随する家電リサイクル法などの各種リサイクル法が整備される等、それまで廃棄処分されていた様々な製品・部品を再び資源として活用する資源循環型社会へと転換を図る法令体制が整えられてきました。

他方で、近年ではCSR（corporate social responsibility＝企業の社会的責任）を掲げ、環境に配慮した商品やサービスの展開、積極的な環境保護活動に取り組む企業も増えています。国としてもこのような企業活動を支援するため、様々な補助金や税制優遇といったメニューを用意しています。生活に身近な場面においても、オフィスにおけるペーパーレス化や各地で行われる地域団体による清掃活動、街角や店頭には様々なリサイクルボックスが設置され、エコをうたった商品も多く見かけるようになりました。

このように社会の様々な場面で資源循環を考えた取り組みが広がってきているものの、経済活動のエンドユーザーである各家庭や個人一人ひとりのごみ減量、リサイクルへの意識や取り組みはまだまだ濃淡があり、今後はここに焦点を当てた取り組みが特に重要となってきます。

また、ごみ減量は自然環境への負荷低減のみならず、行政経費の削減・有効活用といった観点からも重要です。私たち一人ひとりが排出する廃棄物を処理するためには、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において多額の経費を要していて、世田谷区の2025年度（令和7年度）当初予算における清掃・リサイクル関連経費は約127億円となって

います。リサイクルやリユース、そしてなによりリデュースは廃棄物そのものの発生を抑制し、結果として経費が削減されることで福祉や子育てといった自分たちの生活をより豊かにするための予算の充実に充てることができるはずです。

2. 世田谷区におけるごみ減量やリサイクル推進の必要性

世田谷区は2025年（令和7年）3月に2034年度（令和16年度）までを期間とする新たな一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その中では、「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」を基本理念に「区民・事業者・区の協働による発生抑制」、「多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現」、「廃棄物の適正処理の推進」の3点を基本方針に掲げています。

都内最多の人口90万人以上を擁する世田谷区は、ごみ減量やリサイクルを区民一人ひとりがこれまでよりほんの少し意識するだけでも、廃棄物処理施設や環境への負荷低減効果は大きいと言えます。また、環境学習などの取り組みは子どもたちが小さな時から地球環境を考え、ごみ減量の重要性を体験でき、次世代を担う子どもたちの意識に良い影響を与える機会となっています。

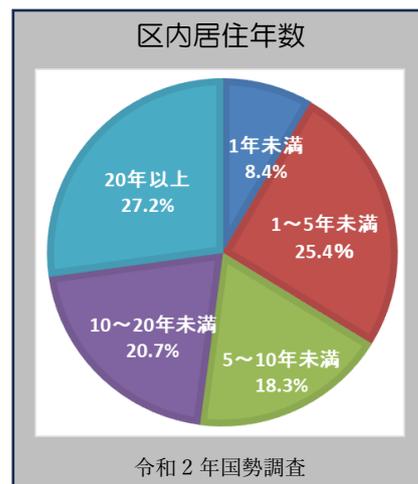
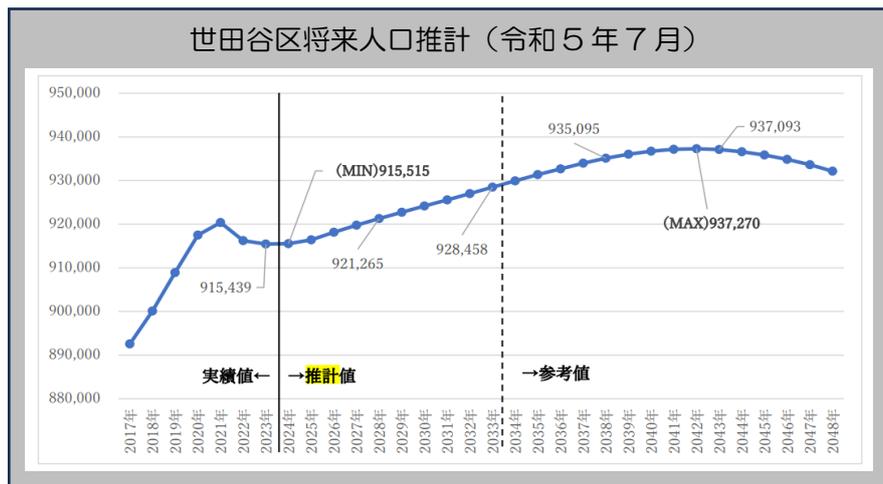
現在、世田谷区の家庭から出た廃棄物は、清掃工場などの各中間処理施設で処理され最終的に東京湾の中央防波堤埋立処分場に行き着きます。この最終処分場の残余年数は50年以上とされていますが、有限であることには変わりありません。この残余年数を少しでも伸ばすことは、世田谷区に暮らす私たちの大きな責務です。

行政に求められる役割は、日々の効率的で安定したごみ収集の継続はもちろんのこと、効果的な啓発事業や経済的手法等を用いて、ごみ減量の重要性を知ってもらい、理解してもらい、区民・事業者一人ひとりのごみ減量に対する意識の向上を図ることで、主体的に発生抑制を意識したライフスタイルとなるよう行動変容を促すことと考えます。

第2 世田谷区の現状

1. 世田谷区の特徴

世田谷区の面積は約58㎢と23区で2番目に広く、その約67%が宅地となっています。23区最大の90万人を超える人口を擁し、コロナ禍で一時的な減少はあったものの、区の推計によると2042年（令和24年）の約93万7千人のピークまで微増が続くと想定されます。また、約7割の世帯がアパートやマンション等の共同住宅に居住しています。区内居住年数は5年未満が約34%と、3人に1人以上が5年未満であり、特に若年層は人の入れ替わりが多く見られます。



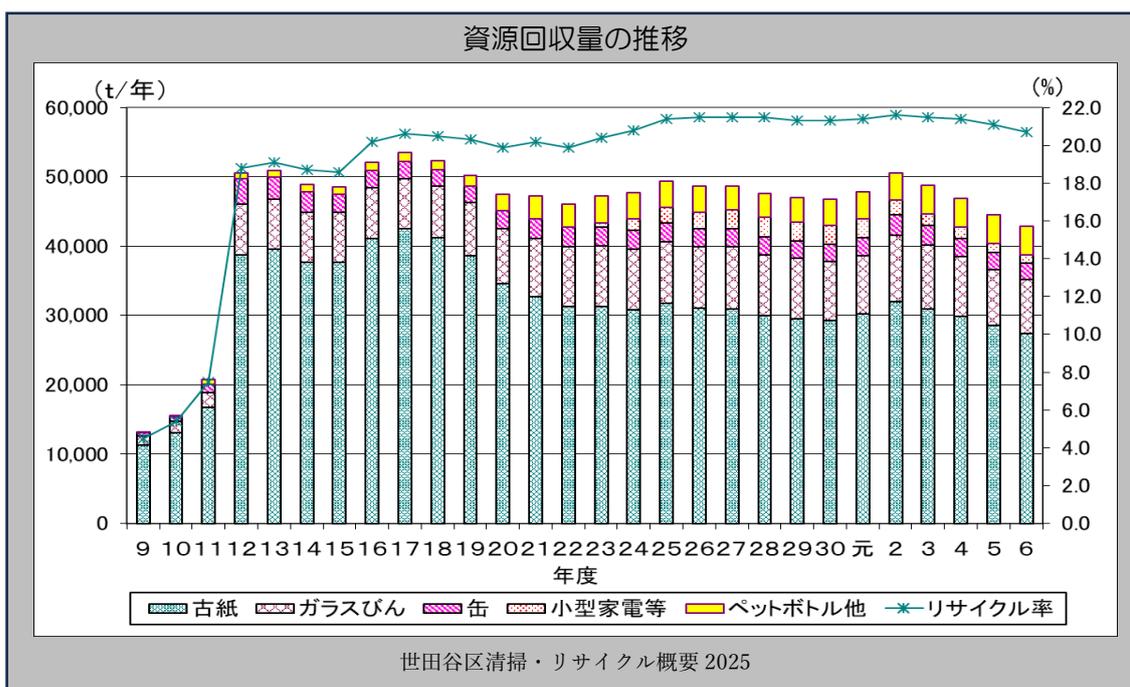
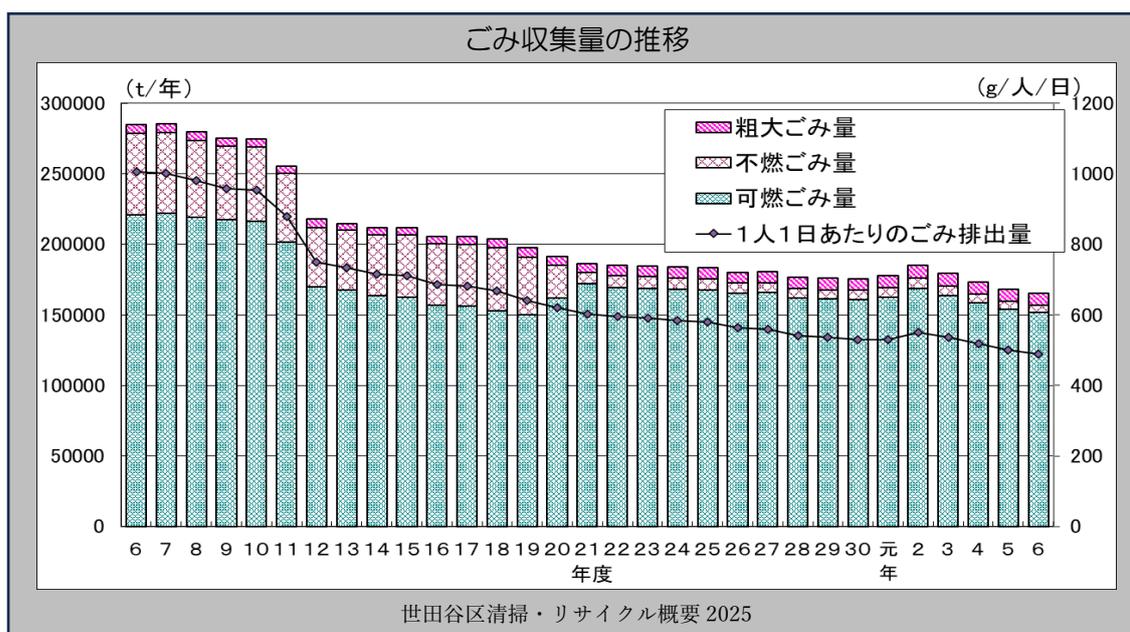
区内には3つの清掃事務所と2つの清掃工場があり、集積所では可燃ごみを週2回、不燃ごみを月2回収集しており、資源として古紙・びん・缶を週1回、ペットボトルを月2回収しています。

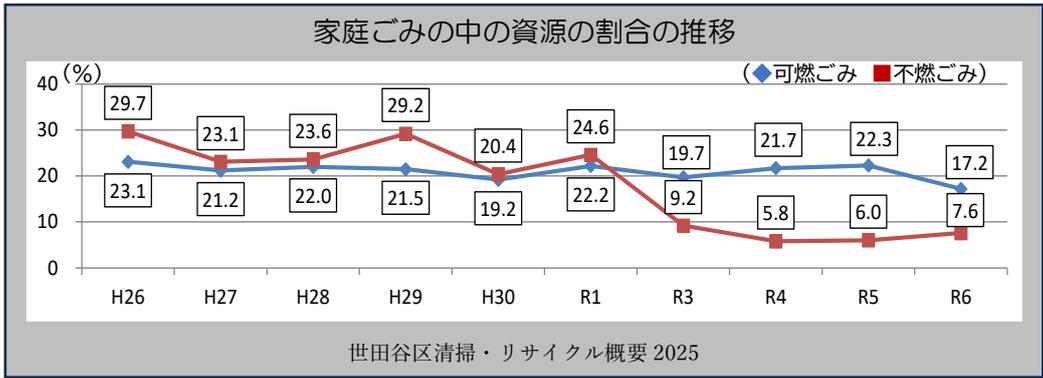
また、2026年（令和8年）1月現在、公共施設での資源回収として区内50箇所以上にペットボトルや白色トレイ、小型電子機器等を収集する資源回収ボックスを設置しているほか、月2回27箇所で手渡し方式による食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、廃食用油等も回収しています。スーパーマーケットや小売店の事業者による自主的な資源回収も行われており、約80店舗でペットボトルや発泡トレイ、びん、缶、食品用透明プラスチック容器などの回収ボックスが設置されています。

他にも町会・自治会が行う古着・古布回収なども定期的の実施されており、面積の広い世田谷区ではあるものの、身近な場所で資源回収ができる環境は一定程度整っていると言えます。このような環境をより多くの人に知ってもらい利用してもらうことなどを通して、区民一人ひとりが更なるごみ減量に向けて主体的に参加する意識の醸成が求められます。

2. ごみ収集量・資源回収量等の推移

区内のごみ収集量、資源回収量を示します。可燃ごみ・不燃ごみともに減少傾向にあります。可燃・不燃・粗大ごみの年間収集量を人口で割った区民一人あたりの年間ごみ排出量では23区中16位（令和5年度）となっています。また、2025年度（令和7年度）の組成分析調査によると、排出されたごみの中に分別すれば資源となるものが、可燃ごみで約17%、不燃ごみで約7%混入しているという調査結果が出ています。このようなことから更なるごみ減量に向けてできることがまだあることが伺えます。





●公共施設等での資源回収 ~回収品目一覧~ (令和7年10月現在) (問合せ) 清掃・リサイクル部事業課

地域	施設名	所在地	回収ボックス方式		回収員手渡し方式	使用済小型電子機器
			ペットボトル	白色発泡トレイ		
世田谷	池尻地区会館	池尻 2-3-11			☺	
	池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	📄	📄		
	上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17		📄		
	経堂地区会館	経堂 3-37-13			☺	
	桜丘区民センター	桜丘 5-14-1	📄	📄		
	下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4		📄		
	下馬地区会館				☺	
	上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5		📄		
	世田谷区役所第2庁舎	世田谷 4-22-35	📄	📄	☺	■
	太子堂区民センター	太子堂 1-14-20			☺	
	区役所三軒茶屋分庁舎	太子堂 2-16-7	📄	📄		
	太子堂出張所	太子堂 2-17-1				■
	弦巻区民センター	弦巻 1-26-11	📄	📄		
	中央図書館(教育会館)	弦巻 3-16-8	📄	📄	☺	
	デイ・ホーム弦巻	弦巻 5-13-19		📄		
	デイ・ホーム中丸	野沢 3-25-10		📄		
	宮坂区民センター	宮坂 1-24-6		📄		
	経堂出張所	宮坂 1-44-29		📄		
若林まちづくりセンター	若林 1-34-2		📄			
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	📄	📄	☺	■
	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-61-16	📄	📄		
北沢	北沢総合支所	北沢 2-8-18	📄	📄		■
	北沢地区会館	北沢 3-3-10			☺	
	きたざわ苑	北沢 5-24-18	📄	📄		
	池之上青少年交流センター	代沢 2-37-18	📄	📄		
	代沢まちづくりセンター	代沢 5-1-15	📄	📄		
	代沢地区会館	代沢 5-8-19			☺	
	代田区民センター	代田 6-34-13	📄	📄		
	新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14		📄		
	松原まちづくりセンター	松原 5-43-28		📄		
	区役所梅丘分庁舎	松原 6-3-5	📄	📄	☺	
	奥沢図書館仮事務所(旧・奥沢まちづくりセンター)	奥沢 3-5-7			☺	
	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-15-7		📄		
玉川	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4		📄		■
	奥沢地区会館				☺	
	障害者休養ホームひまわり荘	上用賀 5-24-18		📄		
	駒沢地区会館	駒沢 3-13-5			☺	
	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	📄	📄		
	玉川台区民センター	玉川台 1-6-15	📄	📄	☺	
	玉川総合支所	等々力 3-4-1	📄	📄	☺	■
	上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	📄	📄		■
	野毛図書室	野毛 2-15-19	📄	📄		

地域	施設名	所在地	回収ボックス方式		回収員手渡し方式	使用済小型電子機器
			ペットボトル	白色発泡トレイ		
玉川	深沢区民センター	深沢 4-33-11	📄		☺	
	用賀出張所	用賀 2-29-22		📄		
	エコプラザ用賀	用賀 4-7-1	📄	📄	☺	■
砧	宇奈根地区会館	宇奈根 2-23-20			☺	
	岡本福祉作業ホーム	岡本 2-33-24	📄	📄		
	鎌田区民センター	鎌田 3-35-1	📄	📄	☺	
	喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	📄	📄	☺	■
	砧まちづくりセンター	砧 5-8-18		📄	☺	
	砧総合支所	成城 6-2-1	📄	📄		■
	砧図書館	祖師谷 3-10-4			☺	
	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23		📄		
	リサイクル千歳台	千歳台 1-1-5	📄	📄	☺	■
	船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2		📄		
烏山	芦花ホーム	粕谷 2-23-1	📄	📄		
	粕谷区民センター	粕谷 4-13-6	📄	📄	☺	
	上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	📄	📄		
	上北沢地区会館	上北沢 2-1-3			☺	
	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9	📄			
	上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9	📄	📄		
	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6	📄	📄	☺	
	上祖師谷ばる児童館	上祖師谷 4-5-6		📄		
	北烏山東敬老会館	北烏山 2-2-6			☺	
	烏山区民センター	南烏山 6-2-19		📄		
烏山総合支所	南烏山 6-22-14	📄	📄		■	

●回収ボックス方式

公共施設等に資源回収ボックスを設置しています。回収時間は各施設により異なりますのでご注意ください。

品目	対象	出し方
📄	飲料用、調味料用のもの	キャップ・ラベル・シールをはずし、軽くすすいでからつぶしてください。
📄	全面が白色で発泡スチロール製のもの	ラップやシールをがし、軽くすすいで乾かしてください。

※飲料用ペットボトルのキャップは、世田谷区役所第2庁舎、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台で回収しています。
 ※施設の改修等で、回収の休止や回収場所の変更が生じる場合があります。

詳しくは区のHPをご覧ください →

●回収員手渡し方式

第2・第4土曜日の午前10時～正午に実施しています。回収員に手渡ししてください(祝日も受付)。

品目	対象	出し方
📄	食品用透明プラスチック容器	生鮮食品・加工食品が入っていた無色透明なもの、シールや印刷部分は切り取り、軽くすすいで乾かしてください。
📄	色・柄付き発泡トレイ	食品容器で色や柄が付いている発泡スチロール製のもの、ラップやシールをがし、軽くすすいで乾かしてください。
📄	廃食用油	家庭から出る廃食用油、ガラスびん・ペットボトル等に入れてお持ちください。※容器は持ち帰ってください。
📄	新聞	新聞・折り込みチラシ、まとめてひもで十字にしぼってお持ちください。

※エコプラザ用賀とリサイクル千歳台では開館時間中回収しています。
 ※施設の改修等で、回収の休止や回収場所の変更が生じる場合があります。

詳しくは区のHPをご覧ください →

●排出にあたっての注意

※いずれも汚れが残っているものは可燃ごみで出してください。
 ※資源を入れてきた容器や袋はお持ち帰りください。

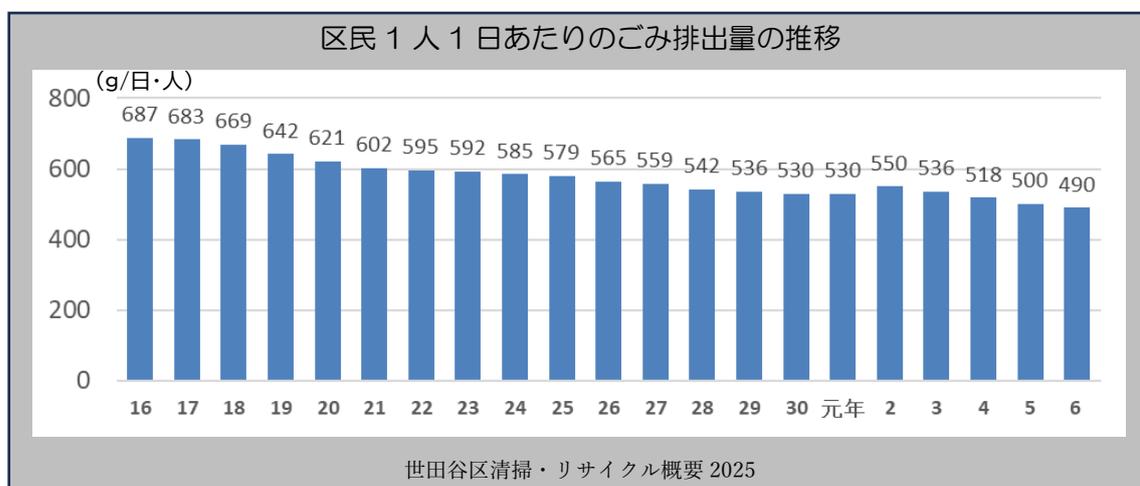
3. ごみ減量・リサイクル推進のための普及啓発施策

区では、2025年（令和7年）3月に新たに策定した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」の中で、基本理念として「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」を掲げ、2034年度（令和16年度）の区民1人1日あたりのごみ排出量450gという目標を設定しました。

また、この目標実現に向け「区民・事業者・区の協働による発生抑制」を計画の基本方針の最初に掲げています。

これまでもごみ減量、リサイクル推進に向けた様々な施策を展開しており、長期的にごみ排出量は減少傾向ではあるものの、今後もより効果的な啓発事業等により一層の排出量の減少を目指すための工夫が必要です。

以下に、現在世田谷区が実施している普及啓発施策について主だったものを記します。



各種広報

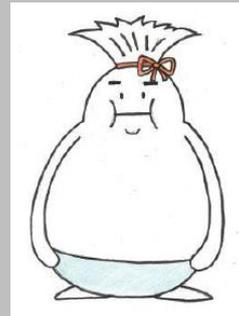
区報やホームページ、各種冊子による広報等、様々な媒体を広く活用しています。引越しシーズンや大掃除の時期などはシーズンに合わせた情報発信も行っており、食品ロスの削減、リサイクルの推進、資源・ごみの適性排出等の様々な情報発信を行っています。

近年ではスマートフォン向けの資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などのデジタル技術も活用し、幅広い層に向けて情報提供を行っています。

主な広報媒体

- 区のおしらせ「せたがや」
- 資源とごみの収集カレンダー
- ホームページ
- メール配信サービス
- 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
- 資源とごみの分け方・出し方（転入者向けチラシ）
- 児童向け環境学習冊子「できることからごみへらし」
- 世田谷区公式 LINE（ライン） ほか

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025



ごみ減量公式キャラクター「へらそん」

環境学習

区内に3箇所ある清掃事務所では、保育園、小学校などに出向き子どもたちにごみの減量やリサイクルの必要性、世田谷区のごみ量や回収されたごみと資源の流れ、再生方法、正しい分別方法等について、わかりやすく説明するゲストティーチャーをはじめとしたさまざまな環境学習を実施しています。特に中の見える清掃車（体験学習用ごみ収集車「カティ」）を使った体験学習は子どもたちに人気です。

また、町会・自治会や各消費者団体等が実施する会合などに職員を派遣するなどの活動も行っています。

子ども時代に身につけた習慣は大人になっても続けることも多いと考えられ、また子どもたちの行動を通して各家庭にも分別やリサイクルが広がる効果も期待できます。

派遣実績

	R3	R4	R5	R6
学校、保育園等へのゲストティーチャー	40	62	88	85
ごみ・リサイクルに関する出前講師	0	3	4	1
参加人数	1,874	4,158	4,868	4,762

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025

「カティ」を使った体験学習の様子



集団回収の支援

集団回収は、家庭から出る資源（古紙や缶、びんなど）を、町会・自治会、集合住宅など地域団体が自主的に回収を行い資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。

区では回収量に応じて団体に報奨金を支給しています。地域の団体による主体的な活動を代表する事例と言えます。

集団回収実施団体数 (単位：団体)

	R2	R3	R4	R5	R6
活動団体数	609	606	604	611	606
うち行政回収休止	381	387	396	407	410

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025

資源回収実績 (単位：t)

	R2	R3	R4	R5	R6
古紙	5,376	5,169	4,844	4,556	4,291
ガラスびん	259	246	235	219	201
缶類	295	279	263	251	244
布類	453	575	576	551	529
その他	220	226	224	226	216
合計	6,603	6,495	6,143	5,803	5,480

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025

フードドライブ

家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供することで食品ロスの削減や食品等の有効利用となるフードドライブの常時受付窓口を区内11箇所に設置しています。

また、様々なイベント開催会場などでも実施しており、集められた食品等は世田谷区社会福祉協議会を通じて子ども食堂や区内の福祉施設等に提供されています。

	R2	R3	R4	R5	R6
提供総重量 (kg)	2,903	6,793	11,129	7,141	4,247
提供数 (点)	9,542	23,197	36,019	15,194	12,991
受付件数 (件)	863	1,554	2,505	1,923	1,421
受付窓口 (箇所)	8	11	11	11	11
イベント (回)	1	4	6	5	4

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025

エコフレンドリーショップ

食品ロスの削減やプラスチックごみの削減に積極的に取り組む飲食店や小売店等を「せたがやエコフレンドリーショップ」登録店として登録し支援しており、約100店舗が登録しています。

具体的には、小盛メニューの提供や余った料理の持ち帰り、食品のばら売りや量り売りなど食品ロス削減への取り組み、紙ストロー、紙スプーンの利用、ノントレー販売、店舗でのペットボトルや発泡トレイ回収の実施といったプラスチック削減に積極的に取り組んでいるお店等が、店頭にオリジナルステッカーを貼ることでエコフレンドリーなお店であることを利用者にアピールでき、区は登録店舗を区のホームページやパンフレットなどで紹介することでお店をPRして支援しています。

限られた税金の効果的な活用として、なんでも行政が直接実施するのではなく、地域のお店を紹介することで広く区民への啓発効果も期待でき、行政・事業者双方にとってwin-winと言え、地元企業との協働・連携を示す好例と言えます。



ごみ減量・リサイクル推進委員会

世田谷区は従来より三層制の地域行政制度を展開しており、最も身近な行政単位であるまちづくりセンターが28箇所あります。これらまちづくりセンターにそれぞれごみ減量・リサイクル推進委員会が設置されており、区長から委嘱を受けた地域住民が委員となり、古着・古布回収やフードドライブ、地域イベントでの啓発活動など様々なごみ減量・リサイクル活動を行っています。

本事業は、住民が活動の主体となり行政はその活動をサポートするという理想的な形態が採られている取り組みと言えます。今後、このように地域企業や学生等を巻き込む

など活動主体の幅がより広がり、行政には活発な活動となるためのきめ細やかなサポートが望まれます。



エコプラザ用賀・リサイクル千歳台

エコプラザ用賀はごみ減量・リサイクルの普及・啓発を目的とした施設で、粗大ごみ中継所が併設されている特徴を活かし、粗大ごみとして出された品物のうち、まだ使用できる家具等をリユース品として希望者には有償（一部無償あり）で譲渡しており、事前予約により住民による不要品の持ち込みも可能です。2024年度（令和6年度）には、年間約8万6千点の不用品がリユースされました。

リサイクル千歳台は、ごみ減量・リサイクルや環境に関する活動を行っている団体・グループの活動・発表の場として、ごみ減量・リサイクルや環境に関する講座・講習会やフリーマーケット、衣類のリユース会、資源の拠点回収等を行っています。

いずれの施設も区のごみ減量やリサイクルの中心的な普及啓発施設として多くの方に利用されており、更なる利用者増に向け運営の工夫など施設の魅力向上や認知度の向上が求められます。

エコプラザ用賀 利用実績

	開館日数	来場者数 (人)	粗大ごみのリユース (再使用)		不用品情報ボード		
			展示品 (点)	抽選申込 件数 (件)	申込 件数	成立 件数	成立率 (%)
R2	256	28,340	1,200	8,538	50	11	22
R3	274	25,727	800	5,628	82	17	20.7
R4	308	30,415	880	6,454	74	25	33.8
R5	310	53,235					
R6	307	77,751					

世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2025

リサイクル千歳台 利用実績

	開館日数	来場者数 (人)	講座・講習会等 の開催		不用品情報ボード		
			開催数 (回)	参加者数 (人)	申込 件数	成立 件数	成立率 (%)
R2	256	11,291	66	947	7	1	14.3
R3	274	11,437	41	614	21	5	23.8
R4	308	19,498	112	1,488	20	5	25
R5	309	16,006	111	2,198			
R6	230	12,092	136	2,292			

世田谷区清掃・リサイクル概要 2025

4. 世田谷区が抱える課題

(1) 情報を届ける難しさ

区ではごみ減量・リサイクルの推進に向けて様々な取り組みを進めていますが、90万人を超える人口を抱える世田谷区において、広く区民に情報を周知することについては課題が多いと言えます。区広報紙、ホームページ、SNSといった手法で広報に努めてはいますが、行政情報を積極的に取得しに行く住民は少数であり、大切な（重要な）情報を知らない区民が多いという現実があります。この情報を伝える側と受け取る側の意識のギャップを埋めるための取り組みが重要となります。

また、情報を伝える難しさとしては、年齢や世帯構成による違いも大きいと考えられます。一般的に若年世代や単身世帯の人々は行政情報への関心が低い傾向があると考えられ、行政にはこれらの層へも情報を的確に届けるための施策が求められています。

(2) 新たな資源品目への対応

区では2030年度（令和12年度）を目途に、プラスチックの分別収集を開始する予定で準備を進めています。これは2008年（平成20年）の可燃ごみの分別区分変更以来の大幅な変更となります。本事業が効果的にプラスチック資源のリサイクルに資するため、また、新たな分別区分にスムーズに移行するためには排出者である区民の協力が欠かせません。

前期・第8期世田谷区清掃・リサイクル審議会の答申によると、事業実施にあたっては車両経費、中間処理経費等を合わせ新たに毎年約20数億円が掛かると想定されています。プラスチック資源を有効活用するための必要な経費であることは理解しますが、区には実施にあたって事業の必要性や経費について、予め区民の十分な理解を得るための努力が求められます。また実施後においても、経費やどのように再商品化されたのかといった情報について、継続してわかりやすく周知を図る必要があります。

(3) ごみ減量・リサイクル推進への興味・関心の拡大

区では様々なごみ減量・リサイクルの推進に向けた事業に取り組んでいるものの、協力・参加してくれる区民が少なければ、その効果は限定的なものとなってしまいます。ライフスタイルが多様化する現在において、これからは区民一人ひとりの環境に対する意識を醸成し行動へと繋げるきっかけづくりとなる施策が重要です。

様々な媒体を活用した広報事業や参加型イベントなど、生活の中でふと目に留まるようなツールを活用し、興味・関心へのきっかけとなるような情報・体験を広く発信することで、区民・事業者が主体的にごみ減量に取り組むよう仕向けるための施策が求められます。

第3 答申内容

諮問テーマ：「資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について」

1. 諮問内容の審議にあたって

2023年（令和5年）12月に区長から諮問をいただいた際、区民・事業者の行動変容を促す手段として、インセンティブ等を用いた効果的な普及啓発や経済的手法等を用いた関心のないまたは薄い層への効果的な働きかけについて話がありました。

そこで、本審議会では区民に主体的にごみ減量やリサイクル推進に向けた行動をしてもらうため、以下の2点を柱として審議を進めました。

- ・効果的な普及啓発を用いたごみ減量施策
- ・経済的手法を用いたごみ減量施策

効果的な普及啓発については、ごみ減量やリサイクルに無関心な層や関心が薄い層に興味・関心を持ってもらうにはどのような働きかけが効果的か、またその先にある主体的な取り組みへの行動変容をどう促すかという視点を中心に審議を行いました。

経済的手法については、インセンティブを用いた啓発施策をはじめ、家庭ごみの有料化についても審議を行いました。ただし、家庭ごみの有料化については全国的に導入が進む中、東京23区においてはまだ導入されておらず、これまでの各区における議論においても、その効果や課題について検証されてきましたが具体的な結論は示されていない状況です。

そこで本審議会ではこれらの現状を踏まえ、いずれかの将来、世田谷区においても家庭ごみの有料化が導入される場合という仮定のもと、住民理解の促進に繋がる効果的な広報のあり方等について審議を行いました。

本答申は今後の世田谷区の清掃・リサイクル行政、とりわけ普及啓発事業や将来的な有料化の議論に意義あるものとなったと考えます。区長におかれましては、安定した清掃・リサイクル行政の継続及び理解促進に向けた取り組みに本答申内容を反映していただき、区民・事業者の行動変容を促しごみ減量へと繋がることを期待するところです。

2. 効果的な普及啓発を用いたごみ減量施策

ライフスタイルが多様化する現代において、区民や事業者と一口に言ってもごみ減量やリサイクルに対する意識は千差万別であり、それぞれの関心や興味の度合いに応じたアプローチをしなければせっかくの施策の効果が薄れてしまいます。

そこで、本審議会では今後様々な普及啓発事業をより効果ある取り組みとするため、特徴や課題、行政が取り組むべき方向性について議論を行いました。

議論で出た効果的な普及啓発に関する主な意見・具体例

- ・自身が出したごみや資源について、処理過程やリサイクルの流れを知ってもらう取り組み
- ・ごみ処理には多額の経費が掛かることを積極的にPRし、ごみ減量への動機付けとする
- ・世田谷清掃工場・千歳清掃工場が行っている廃熱利用施策の紹介
- ・運送屋や引越し業者とのタイアップした不用品の資源化施策
- ・子ども向け環境ツアーの実施
- ・資源の店頭回収にインセンティブを付与
- ・区がごみ減量やリサイクルに関して実施できる出前講座メニューの紹介
- ・企業・団体とのタイアップ事業
- ・鉄道会社の電光掲示板を活用した広報
- ・単一素材の廃棄物を資源回収する体制ができるとリサイクル効率も高い
- ・保護者向け情報配信アプリを活用した啓発
- ・エコプラザ用賀のリユース機能の拡充
- ・WEBのアクセス環境向上

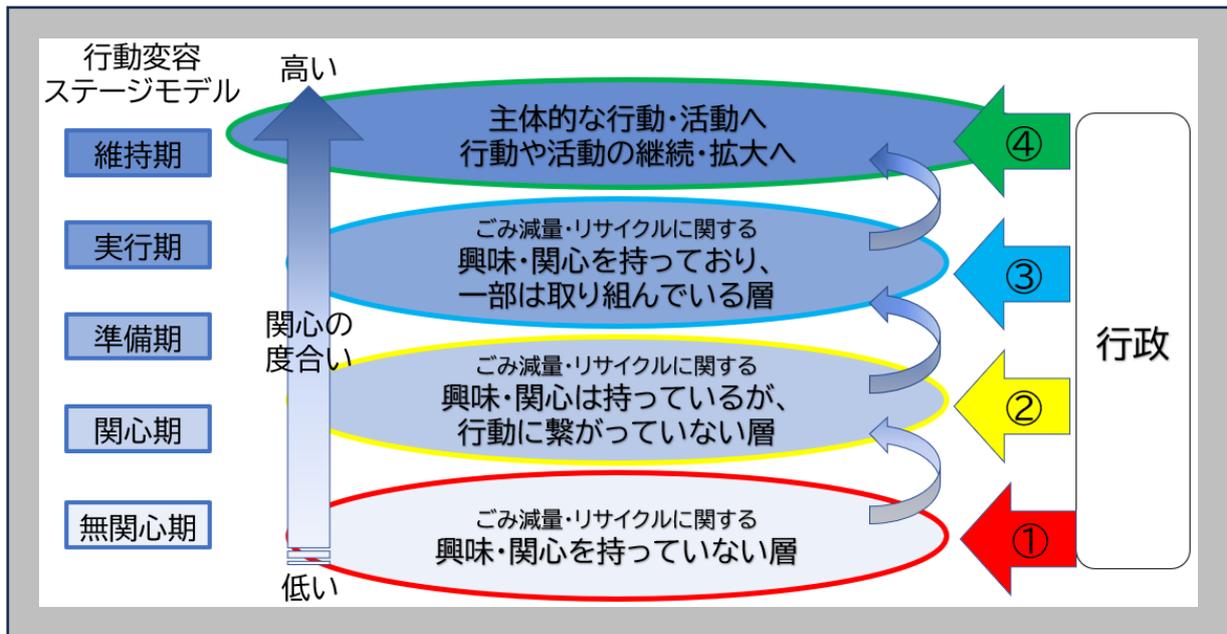
など

これらの意見を踏まえ、審議会としては、効果的な普及啓発を用いたごみ減量施策について以下の視点からまとめました。

(1) 各層に合わせた取り組み

行動変容のステージモデルは、1980年代前半に禁煙の研究から導かれたと言われています。その後、食事や運動、健康に関する行動について広く研究が行われ、人が行動を変える場合は「無関心期」「関心期」「準備期」「実行期」「維持期」の5つのステージを通るとされています。

この考え方をモデルに、区民のごみ減量やリサイクル推進への興味・関心度合いに応じた各層に対し、行政はどのようなアプローチを行うことが効果的か議論を行いました。



① 興味・関心を持っていない層への取り組み

目標：正しい情報を効果的に届け、ごみ減量やリサイクルの重要性を知ってもらう

この層に対しては、興味・関心を持ってもらうきっかけを作ることが重要です。

例えば、子どもを入口にその親世代に向けた施策として、子どもが家で楽しく分別ができるような取り組みをすることで、それが家庭内みんなに広がり、やがて各家庭から社会へといった全体への波及効果も期待できます。

具体的な施策を考える際は、「ごみを減量しないと環境に悪い」というネガティブアクセスではなく、「環境にいいからこれをしましょう」というようなポジティブアクセスの方が効果が高まると考えます。

また、例えば正しい分別が生活習慣として定着していない人やそもそもごみの分別を意識していない層に対してには、ナッジ理論(*)を活用し本人も気付かないうちに分別が習慣となるような施策なども効果的であると考えられます。

ごみ処理費用に自身が払った税金がどれだけ使われているか知ることで、行動へのきっかけとなることも期待されます。

(*)ナッジ理論：強制するわけではなく、人の行動を自然と望ましい方向に促す理論
例：レジ待ちの列の足元にある足跡マークのステッカー など

② 興味・関心はあるが、行動に繋がっていない層

目標：情報を活かしてごみ減量やリサイクルに取り組んでもらう

ある程度の知識はあるがもっと細かい分別がわからない、どこへ持って行けばリサイクルができるのかわからないなど、情報が不足しているためにごみ減量やリサイクルといった行動へのきっかけを逃してしまっている人も多いと思われます。

このような層に対して効果的な施策としては、身近な場所で行動できるようにすることや、欲しい時に必要な情報に容易にアクセスできる環境、参加したい時に気軽に参加できる環境整備が重要です。例えば、身近な施設で定期的に古布回収をしている、いつも利用するスーパーの店頭のリサイクルボックスがある、このページを見れば知りたい情報が網羅されているといった手軽に始めてみようという機会をいかに作り出せるかが大切です。

また、自分が排出したごみのその後の処理過程や清掃事務所の苦勞話など、日常生活では普段気に留めない社会の動きを知ることで理解が深まり、具体的な行動に繋がることも考えられ、SNS等を活用した積極的な情報発信は多くの人に新たな気付きを与えるチャンスとも捉えられます。

③ 興味・関心を持っており、一定程度取り組んでいる層

目標：ごみ減量やリサイクルに主体的に取り組んでもらう

すでに分別やリサイクルに取り組んでいる層については、その取り組みをいかに継続してもらえるかが重要となります。またその先として、啓発紙を見たからやっただ、通りかかった施設にたまたま回収ボックスがあったといった受動的な行動から、積極的にごみ減量やリサイクルに参加する意識となってもらいたい層です。

このような層への働きかけとしては、取り組みを継続したくなるインセンティブの設定や、主体的に行動するために必要な情報提供や支援策の用意といった行動を後押しする施策が有効と考えられます。

④ 主体的な行動・活動へ 行動や活動の継続へ

目標：主体的な活動の場の環境づくり、活動サポート

生活の中でリサイクル施設の活用や地域での古布回収や資源回収に積極的に参加している人、またそれらの事業を支えているようなごみ減量への意識・関心の度合いが高い人たちに対しては、その行動・活動が継続しやすい環境づくりが重要となります。例えば、地域で活動をしている団体に対する活動の場の提供や、団体間の連携の場の創出といった支援を通して活動の輪が拡大するような取り組みが求められます。

地域の住民・事業者の主体的な活動がこれまで関心の度合いが低かった層の意識の引き上げに繋がるという好循環を生むための工夫こそが、行政が知恵を絞って取り組むべき施策といえます。

(2) 対象者ごとの施策

次に興味関心の度合いとは別の軸として、対象者を世代ごとに分け各世代ごとの普及施策のあり方について、以下のようにまとめました。

① 子どもたちを対象とした施策

将来を担う世代であり、小さい頃からごみ減量やリサイクルの重要性に触れる機会を持つことは、中長期的な視点から見ても有効と考えます。施策の実施にあたっては、子どもたちが参加して楽しかった、良いことをしたと感じられるような施策が望ましいです。子どもたちの行動を通して家庭内の行動変容が期待できます。

② ファミリー層を対象とした施策

仕事や育児等に忙しく、情報があっても実際の行動に繋げることが難しいことが多い世代です。子どもを通じた親へのアプローチや子どもと一緒に参加できるイベント等の取り組みを通して、分別の徹底やごみ減量に繋がる行動を日常生活の中で負担なく自然と取り入れてもらうような施策が効果的と考えます。

また、忙しい中でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの見やすさや検索しやすさの工夫が求められるとともにSNS等を活用したプッシュ型の情報発信なども効果的です。

③ 若年層・単身世帯を対象とした施策

相対的にごみ減量やリサイクル推進などに対する興味・関心が低い層と考えられます。区内の居住年数も短い傾向にあり、分別ルールなど基本的な情報にも触れる機会が少なく、知らないから気にしない、考えないという負の循環が発生していることが想定されます。様々な施策を通して重点的に基本的な情報周知を図るべきターゲット層と言えるでしょう。

近年では、リチウムイオン電池が原因と思われる火災も発生しており、資源の有効活用だけでなく分別の重要性も増してきています。ナッジ理論やこの層との親和性の高いソーシャルメディアなどを活かし、自然と情報に触れる機会をつくる取り組みが求められます。

④ 高齢層を対象とした施策

町会・自治会やNPO法人として環境活動に取り組む団体には高齢層も多く、他の世代に比べごみ減量やリサイクルに対する意識が高い人が多いと考えられます。

行政としては、広く社会への取り組みに協力する活動の場や活動団体間の連携の場を提供することで、区民による自主的な活動の輪を広げる機会となるはずですが。

一方で、活動を継続するにあたり世代交代も課題となっています。広くその活動を知ってもらうため、行政は高齢世代が苦手とするデジタル技術等の活用支援を図り団体の活動を見える化することで、広い世代に活動を知ってもらう、参加してもらう機会を創出することができます。

⑤ 共同住宅管理人・オーナーを対象とした施策

世田谷区民の約7割の世帯はアパートやマンションといった共同住宅に住んでおり、住民の排出マナーや不法投棄に悩む管理人・オーナーも多くいます。入居者の入れ替わりも多い中、広く居住者に正しい分別・排出方法を知ってもらうため、共同住宅管理人やオーナー、不動産事業者向けに分かりやすいチラシや冊子等を作成し、活用してもらうといった支援をすることで、広く効果的に周知が図れることも期待できます。

(3) 施策の内容

具体的な施策を効果的に実施するためには、上記のように各施策のターゲットを明確にしたうえで実施することが重要です。本審議会では施策の内容について諮問にある区民・事業者の行動変容を促すという点に主眼を置き、以下のようにまとめました。

① インセンティブを活用した施策

自身の日常生活に直接の影響が小さいと思うことに関しては、人は行動を自身の損得勘定で決める傾向にあります。それを利用し、ごみと資源の正しい分別や排出ルールを守ること、環境負荷の少ない商品の購入といった行動に対して何らかのインセンティブを持たせることで、行動変容へのきっかけとなることが考えられます。

具体的には、ポイント付与やイベント・ゲームとの連携などによる「お得感」を打ち出すことで一歩進んだ行動に繋がりがやすく、広い世代に効果的な方法と言えます。

ただし、実施にあたっては事業の有効性や費用対効果について十分に検討する必要があります。

② 積極的な周知・情報開示

自身が排出したごみがどのように処理され、また資源はどのようにリサイクルされているのかを知らない人は多く、またそもそも気にしたことがないという人も多い状況です。

こういった人たちに興味・関心を持ってもらうため、ごみ処理やリサイクルに係る経費や、排出した資源が何に生まれ変わっているのか、正しい分別をしないことで起きる困りごとといった情報を行政は積極的に開示し、いつでも誰でも見れる環境を用意すべきです。また、区内2箇所の清掃工場では、施設で出た排熱を近隣施設へ供給していますが、こうした取り組み等についても広く知ってもらうことで興味・関心の入口として機能します。

世田谷区は資源やごみの収集日や出し方について、手軽に確認ができるアプリ「さんあ〜る」を導入していますが、このようなアプリやSNSなどを活用したお知らせ機能は利用者にとっても便利であると同時にプッシュ型の通知等を活用した啓発効果も見込まれます。

③ ごみ減量やリサイクルへの参加機会の拡充

興味はあるけどやり方が分からない、参加したいけど会場が遠い、ホームページで探したけど必要な情報になかなかたどり着けないといった理由で、せっかくの参加の機会を逃してしまう人も多いはずです。

せっかく興味・関心を示している人を逃さずキャッチアップするためには、情報へのアクセスの容易さ、イベント等への参加のハードル低減などが重要です。

拠点回収の充実や、より身近な場所でリサイクルに参加できる環境づくり、エコプラザ用賀等の普及啓発施設の魅力向上等により、積極的に参加してみたいくなる意識が醸成されると思われます。

④ 地域団体・企業・学校などとの協働・活動支援

ごみ減量やリサイクルに取り組む人々の裾野を広げるためには、行政による取り組みには限界があります。地域には、様々なごみ減量などの環境活動に取り組む団体や企業・学校などがあります。こういった地域団体と連携・協働することで、民間団体・企業が得意とする事業の魅力向上と行政が得意とする事業の安心感を兼ね備えたものとなるはずです。

また、行政ならではの業務として、各地域で活動している団体間を繋ぐ役割や活動内容の広報、取り組みに対する支援等により、区民・事業者主体の活動を活性化させることが期待されます。

⑤ ターゲットの特性の把握

普及啓発施策を効果的に行うため、区民意識調査やその他の区民アンケートなどにより、行動変容のステージモデル別の人口比率や年齢層、特徴といったことを調査したうえで具体体施策に活用することで、より効果的な事業展開が期待されます。

(4) 今後の世田谷区の普及啓発施策の方向性

普及啓発は何か一つ事業を行えば劇的に効果が表れるものではなく、常にありとあらゆる方向に向けた施策を取り続け、地道に時間を掛けてゆっくりとその効果が発揮されてくるものです。

これからの時代、全ての役割を行政が一手に担うのではなく、企業や学校、町会やNPOといった地域活動団体など、地域で活動する様々な団体との協働や役割分担することで、これまで行政ではリーチしにくかった層に対しても効果的な施策の展開が期待できます。

また、これらの地域資源を繋ぐこともこれからの行政の大切な役割と言えます。各団体や企業それぞれの得意分野を活かした取り組みを繋ぎ、より魅力ある事業となることが区民の新たな興味・関心を引き出すきっかけとなり、行動変容へと繋げるチャンスが生まれます。

近年では独自に様々なごみ減量やリサイクルに取り組む事業者も増えていきます。例えば区内のそのような情報をまとめて紹介する場所（機能）を作ることは各団体や企業単体では難しく、住民が必要とする情報へのアクセスを補助する行政ならではの効果的な施策となるはずです。

このような施策の実施にあたっては、ごみ減量やリサイクルへの関心度に応じ、どの層をターゲットとするかを明確にし、どのような地域資源と連携することが効果的か、また施策の中身も各層の興味・関心度合いに応じデジタル技術を活用した広報や参加型イベントの実施など、区民の参加機会の拡大を図ることが大切です。

特に未来を担う子どもたちに向けた取り組みは、長期的には高い効果が期待できます。また、子どもたちに向けた施策を通して保護者や家族にとっても行動を促すきっかけとなると考えられ、行政ならではの施策として教育委員会とも連携した取り組みの充実を望みます。

その際はAIをはじめとしたデジタル技術やインセンティブを積極的に活用し、誰もが情報にリーチしやすい環境整備を図るとともに、活動に参加したくなる仕掛け作りに官民連携して取り組み、区民・事業者の行動変容へと繋がる施策の展開を期待します。

3. 経済的手法を用いたごみ減量施策

経済的手法とは、ある政策目的を達成するため、人々の経済合理的な判断を利用して特定の行動に誘導する手法を言います。本審議会では今回の諮問内容である区民・事業者の主体的な行動変容を促すための施策について審議することから、主に経済的インセンティブを活用した取り組みについて議論を行いました。

また一方で、国内の他自治体で進む家庭ごみ収集の有料化の現状を踏まえ、世田谷区においても「いつか有料化を実施する場合には」という仮定のもと、住民周知や理解促進のあり方についても議論しました。

議論で出た経済的手法に関する主な意見・具体例

- ・金銭的なインセンティブは、一時的な効果はあるが継続的な効果に疑問が残る。また、行政の経済的負担（＝税負担）が大きくなることも問題
- ・広報の一環として、イベント参加者へのポイント付与などは効果がありそう
- ・有料化の際は、各世帯に一定数の有料ごみ袋を配付し、それを超える分について負担してもらう
- ・リユースに関しては民業でも広く行われているため、行政はインセンティブやリユースに掛かる経費を引き上げ、全てごみ減量施策に向けることも考えられるのではないかと
- ・有料化に関する説明会参加者に有料ごみ袋を配付することで参加率アップ
- ・アメとムチを用いた施策のうち、アメに関しては費用対効果をよく考えて実施を

など

(1) (経済的) インセンティブを活用した取り組み

*「インセンティブ」とは、人に対し何か行動を促すための「動機」や「刺激」、「誘因」といった意味合いがあり、ビジネスでは社員の目標達成や意欲向上を目的に、成果連動型報酬や社内表彰制度、ストックオプションといった制度などを導入している企業も多い。
ここでは、より多くの区民・事業者にごみ減量やリサイクル推進に向けた行動をしてもらうことを目的としたインセンティブのあり方についてまとめました。

①活用の方向性・活用時の考え方

経済的インセンティブをはじめとした様々なインセンティブの活用は、他の普及啓発施策では情報が届きにくい層や、届いていても行動には繋がっていない層へのアプローチ手段として効果的です。例えば、地域のリサイクルイベント参加者に対し何らかのポイントの付与や参加特典といったインセンティブを設定することで获得感を生み出し、自分も活動に参加してみようという意識の醸成効果が見込まれます。現在区が行っている集団回収事業などは、参加者のリサイクルに対する積極性を生み出すとともに行政回収経費の抑制にも繋がる施策と言えます。

また、無関心層へのアプローチ手段として、登録者数が50万人を超える「せたがやPay」という世田谷区独自の地域通貨があることから、こうした既存媒体を活用した取り組みも有効であると考えます。

インセンティブを活用した施策の対象は住民だけに限らず、行政と事業者の関係におけるインセンティブ効果を期待した施策も考えられます。区が現在実施しているエコフレンドリーショップ事業などはそのひとつで、事業者にとっては登録により区による宣伝広告効果が期待でき、行政としても多額のコストを掛けずに住民にフードロス削減などを知ってもらい参加してもらう機会となっています。

区民と事業者の関係においてもインセンティブを活用した取り組みは効果を発揮しています。例として、スーパーマーケットや小売店によっては、店頭で資源回収ボックスを設置し、一部の品目について持参することで来店ポイントを付与するような取り組みが行われています。事業者は資源循環型社会に向けて取り組む企業というアピール効果とともに、ポイント付与により利用者に継続的に店舗を利用してもらえ効果が見込めます。

このように、インセンティブを活用した事業といっても行政による多額の税金の投入を必ずしも必要とするわけではありません。地域の団体や事業者との連携や知恵と工夫で効果的な事業展開が図られることを望みます。

②具体的な活用について

集団回収事業やエコフレンドリーショップ事業などインセンティブを活用した既存事業の拡充は効果が期待できると同時に、イベント参加者へのポイント付与など、直接住民を対象としたインセンティブだけでなく、企業がごみ減量をしたくなる取り組み、または企業が区の事業に協力したくなる取り組みも考えられます。

区内には大学をはじめとした多くの学校、190を超える町会・自治会、120以上の商店街など、活動主体となり得る団体が多くあります。団体に対してインセンティブを働かせることで、区が直接実施するよりも効果的で魅力的な啓発事業となることも期待されます。

ただし、行政の施策としてインセンティブを活用する際、特にある程度の財政負担を伴う施策を実施する場合は、事業に伴う財政負担と事業効果を十分に考慮する必要があります。大きな財政負担を伴うような事業においては、受益者が特定の人に偏らず、広く活用効果を得るため、例えばごみ減量やリサイクルに関する広報事業の一環としての活用や、減量効果が測りやすい施策などでの活用が望ましいと言えます。

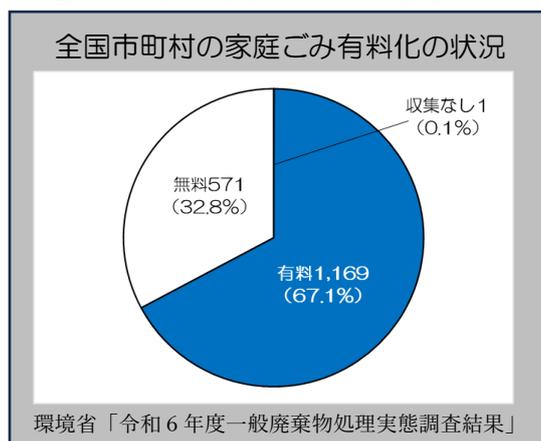
(2) 家庭ごみの有料化

① 家庭ごみ有料化の動向

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。その中で家庭ごみの有料化については、市町村の役割として「**経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである**」(R7.2.18改正)とされており、国としていわゆる「家庭ごみの有料化」をさらに推進することを明確にしています。

また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画(2021年(令和3年)9月)」においても廃棄物の発生抑制に向けた施策として「**家庭ごみの発生抑制を進めるためには、家庭ごみの有料化が効果的である。多摩地域の多くの市町村では既にその効果が認められていることから、家庭ごみの有料化について、区部や島しょ地域においてもその導入を検討する必要がある。**」としています。

全国の自治体における有料化の導入状況を見ると、2023年度(令和5年度)末時点で約67%の自治体が既に導入済み(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)であり、都内の自治体においては、世田谷区を含む23区はいずれの区も未実施ですが、多摩地域(26市・3町・1村)においては導入時期は異なるものの、檜原村を除く全ての自治体で有料化されています。



多摩地域における家庭ごみ有料化導入年度

青梅市	1999	稲城市	2004	奥多摩町	2011
日野市	2000	あきる野市	2004	立川市	2013
清瀬市	2001	瑞穂町	2004	国立市	2013
昭島市	2002	町田市	2005	東大和市	2014
東村山市	2002	小金井市	2005	日の出町	2014
福生市	2002	狛江市	2005	国分寺市	2017
羽村市	2002	西東京市	2007	東久留米市	2017
八王子市	2004	多摩市	2008	小平市	2019
武蔵野市	2004	三鷹市	2009	武蔵村山市	2022
調布市	2004	府中市	2009	檜原村	-

各自治体資料を基に作成

② 世田谷区における有料化の議論

現在、世田谷区では粗大ごみ・臨時ごみを除く家庭ごみの収集は無料としていますが、第7期世田谷区清掃・リサイクル審議会において、将来的な家庭ごみの有料化について以下のような答申がされています。

家庭系ごみ処理の有料化は、①ごみの発生の抑制、②ごみの再生利用の推進、③ごみの排出量に応じた負担の公平性の確保、④住民の意識改革などを通じてごみの減量の効果が期待できることから、全国的にも既に約6割の自治体で導入されており、有効な施策であると考えます。

導入する場合は、有料化が成功した他自治体の事例などを踏まえ、料金体系の設定、資源化を促進する環境整備や戸別収集などの施策と併せて実施する必要があると考えます。

しかし、東京23区の清掃事業は、現在ごみの収集運搬を各区が行い、ごみの中間処理を東京23区が設立した「東京二十三区清掃一部事務組合」で共同処理を行っており、世田谷区が有料化を実施するためには、23区全体で分担金の負担など様々な事項について調整する必要があります。

さらに、円滑な導入に当たっては、以下のような課題が考えられます。

- ① 説明会の開催や区広報による情報提供など十分な説明を行い、区民の理解と協力が得られることが前提となります。
- ② 空き地等へのごみの不法投棄を防止する策や不法投棄しにくい環境を整備する必要があります。
- ③ 戸別収集は、ルール違反をする排出者を特定しやすくごみの排出に関する意識向上を図ることができそうですが、世田谷らしさの一つである良好な住宅地において、集積所の清掃などを通じ培ってきた近隣コミュニティの希薄化に拍車がかかる懸念や収集運搬費用が相当な増加になります。

家庭系ごみ処理の有料化導入については、以上のことを踏まえたうえで環境負荷の削減効果、可燃ごみ・不燃ごみ・資源の収集頻度の見直し等を総合的に評価検証し、慎重に判断することが必要です。

しかしながら、今後は、論議が避けられないことから、他区とともに家庭系ごみの有料化の導入に向けた議論を始めることを提案します。

【第7期世田谷区清掃・リサイクル審議会答申（平成26年8月）より抜粋】

このような現状を考えると、いずれかの将来において世田谷区でも有料化の導入について真剣に検討を行う必要に迫られることは想像に難くありません。

有料化の導入にあたっては、価格設定、排出ルール、不適正排出への対応、適正な減免制度の設計など様々な検討課題があり、正しいルールに沿った排出方法を区民に広く周知する必要があります。

また何より、従来当たり前のこととして無料とされていたごみ収集が有料化されることへの抵抗感から反対意見が出されることも想定されます。その際、区は有料化の必要性、有料化によって見込まれる効果などを丁寧に説明し、有料化に対する理解を深めてもらえるような広報を行うことが何より重要となります。

そこで本審議会では、もし将来的に有料化を導入することとしたらという仮定の下、「円滑な導入に向けた区民への周知等について」をテーマに議論を行い、区民の理解を得るための取り組みとして、次のようにまとめました。

③ 有料化導入の際の周知等のあり方

周知すべき内容について

・制度やルール等

家庭ごみの有料化は区民全体の日常生活に大きな影響を与える制度変更です。導入に伴う混乱を最小限とするためには、制度内容や排出ルール、費用負担額といった基本的な内容について、様々な媒体を用いて事前に確実に情報を届ける必要があります。またその際は、低所得者向けの減免制度などについても併せて周知し、必要な制度が活用されるよう十分な配慮が必要です。

・有料化の必要性やその効果

既導入自治体における導入前後のごみ量の状況等によれば、家庭ごみ収集の有料化がごみ排出量の減少や個々のごみ減量に対する意識向上に大きな効果があることに異論はありません。新たな負担に対する理解を少しでも進めるため、なぜ有料化をするのか、有料化によりどれだけのごみ減量効果が見込まれるのか、有料化による住民負担はどのような施策に使われるのかといったことについて、具体的な数字などを用いて丁寧に説明を尽くすことが大切です。

・ごみ減量の目標

有料化することでどこまでごみ減量を目指すのか、最終的な減量目標を分かりやすく示すことで、区民が減量行動へ取り組むきっかけへと繋がります。区民一人ひとりがごみ減量に向けて取り組める具体的な行動などを例示し、有料化に伴う負担を各自の行動で抑制できることを伝えるのも効果的と考えます。

周知方法について

・広報紙、ホームページ、SNSなどの各種媒体

行政が既に活用しているあらゆる媒体を繰り返し活用し、導入時まで一人でも多くルールを知ってもらい、正しく排出してもらう必要があります。

・住民説明会

既導入自治体を見ても、導入1年以上前から地域ごとに複数回にわたり導入の周知と制度理解を進めるための説明会を開催しています。世田谷区においても導入時には同様の対応が必要です。住民説明会のメリットは参加者と双方向の

やり取りが可能なことであり、当然有料化反対の住民からは厳しい意見を投げかけられますが、このような広報を繰り返すことで少しずつ理解は進みます。こうした行政の説明会には多くの方に参加してもらい理解を深めてもらう必要があります。誰もが参加しやすいよう開催曜日や時間などを柔軟に設定するとともに、例えば参加者に有料ごみ袋を配付する、デジタルポイントを付与するといったインセンティブを設定することで、興味・関心の薄い方にも参加してもらい、必要性を知ってもらう機会となるかもしれません。

・デジタル技術等を活用した周知

住民説明会などの個別対面型の広報は参加者への周知効果は大きい一方で、範囲が限定的、事前準備や多くの手間暇が掛かるといった面もあります。行政の限られたリソースの中で、一人でも多くの区民へ情報を届けるためには、アプリのプッシュ型通知の活用、民間資源の活用も必要です。家庭ごみの有料化は世田谷区民全員の生活に影響があることであり、特に行政の情報を日頃からキャッチしていない世代にも広く確実に情報を届ける必要があります。このため、各種デジタル技術を活用した広報戦略など、行政の従来型の広報から一歩踏み出した取り組みにより、有料化に対する賛成・反対の意見はあれど、導入を「知らなかった」という人がいない状況を目指した取り組みを期待します。

④ 家庭ごみ有料化に対する本審議会の考え

前述のとおり、家庭ごみの有料化がごみ減量に効果があることに異論はありません。ごみの更なる減量、リサイクルの推進は本来区民・事業者一人ひとりに課せられた課題であり、いずれ必要な時期に世田谷区において有料化を導入することについて、ここで賛否を表明するものではありません。

一方で、有料化だけがごみ減量に効果があるわけでもありません。これまで述べてきたように、区民・事業者一人ひとりの意識と努力でまだまだ削減の余地が残されています。有料化によらない方法で有料化と同等の削減効果を発揮できれば、有料化を実施しないという選択肢を生み出せるかもしれません。今後、具体的な有料化に関する議論を行うにあたっては、データに基づいた排出量予測を基に区民に開かれた議論となることを求めます。

また、2025年（令和7年）末に23区の有料化に関する都知事の発言があり、今年度から23区の担当者間で有料化に向けた議論が始まるとの報道もありました。いずれにしても、導入にあたって行政に求めることは、その必要性・効果について説明を尽くし、区民・事業者に対する制度理解を十分に求めることです。どれだけ説明をしても全員が賛成するわけではありません。その際に重要なことは、区長の強いリーダーシップです。区長自らが率先し、今後の世田谷区の清掃・リサイクル行政が23区のごみ減量をけん引するような施策を期待します。